

都留市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 10 号

都留市介護保険条例の一部を改正する条例

都留市介護保険条例(平成 12 年都留市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改め、同条第 1 号中「34,100 円」を「32,700 円」に改め、同条第 2 号中「51,200 円」を「49,200 円」に改め、同条第 3 号中「51,200 円」を「49,500 円」に改め、同条第 4 号中「61,400 円」を「64,600 円」に改め、同条第 5 号中「68,200 円」を「71,700 円」に改め、同条第 6 号中「81,800 円」を「86,100 円」に改め、同条第 7 号中「88,700 円」を「93,300 円」に改め、同条第 8 号中「102,300 円」を「107,600 円」に改め、同条第 9 号中「115,900 円」を「121,900 円」に改め、同条に次の 4 号を加える。

(10) 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 136,300 円

(11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 150,600 円

(12) 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 165,000 円

(13) 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 172,100 円

第 5 条第 3 項中「又は第 8 号ロ」を「、第 8 号ロ、第 9 号ロ、第 10 号ロ、第 11 号ロ又は第 12 号ロ」に、「令第 38 条第 1 項第 1 号から第 8 号まで」を「令第 38 条第 1 項第 1 号から第 12 号まで」に改める。

附則第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(令和 6 年度から令和 8 年度までにおける保険料率の特例)

第 14 条 令和 6 年度から令和 8 年度までにおける令第 38 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者の保険料率は、第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 令第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 20,500 円

(2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 34,800 円

(3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 49,200 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の都留市介護保険条例第 3 条の規定は、令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。